

下田「欠乏品交易」とその貨幣問題——ペリーとハリスのはざままで——

山本有造

はじめに

安政二年四月二一日（一八五五年六月五日）、アメリカの商船カロライン・E・フート号 *Caroline E. Foote* が下田を出港して箱館へ向かうにあたって、ヘンリー・ドリーター *Henry H. Doty* はサンフランシスコのデイリー・ヘラルド紙編集者にあてて下田港の弱点を論ずる手紙を書いた。地理・気候に関する問題点を述べた後、彼はこの手紙を次のように結んだ。⁽¹⁾

「この地の日本政府には、彼らの準備しうる船用必需品に支払われる法外な値段にもかかわらず、外国人との交易

ないし交流を促進するつもりは全くない。粉、米、豆類、甘藷、ねぎ類、燻製の鮭、鮮魚、鶏、卵、等は大量に生産されるが、現在のところこれらを手に入れることは困難で、この港に入る船舶を誘引することにはなっていない。これらの困難は、われわれが日本との通商条約を持つまでは回避できないであろう。その時にはじめて、すでにわれわれに最大の敬意と友情を表明している人々と、直接に交際することになるであろう。」

ペリーとハリスのはざま、安政二年正月末に下田に渡来したフート号の物語は、すでに別に書いた。⁽²⁾ ウォース船長 *Captain Worth* 所有の一四五トンのスクーター船、フート

号をホノルルでチャーターした六人の紳士とその家族（夫人三人と子供二人）は、ペリーが締結した「日米和親条約」におけるアメリカ市民の居留権を拡大解釈し、箱館において捕鯨船相手の船用品店を開き、かつ日本物産のアメリカ輸出をもくろんでやってきたパイオニア商人であった。たまたま、ロシアが派遣したプチャーチン使節団の大津波被災に遭遇したために、それに乗じて下田に三ヶ月滞在する機会を得たが、結局は幕府の忌避にあつて箱館滞在は認められず、空しく帰国を余儀なくされた。彼らは帰国後、新聞や政府に訴えて日本側の非を大いに鳴らしたが、その苦情のなかには、アメリカ市民の居留権の「侵害」とならんで、日米貨幣交換率や物価の「不当」も含まれていた。

小論では、下田にやって来た「異人たち」の体験を通じて、ペリー使節団が定めた日米貨幣交換率が内包した諸問題と初代総領事ハリスによるその処理について考える。⁽³⁾

一 ペリー来航と「一ドル＝一分替え」の発生

嘉永七年（安政元年）三月三日（一八五四年三月三二日）神奈川において調印された「日米和親条約」は、その名の

通り日米両国の「永世不朽の和親」を取り結ぶことを目的とする条約であり、いわゆる「通商開港」を目指すものではなかった。しかしその第二条において「亞米利加船、薪水食料石炭欠乏の品を、日本人にて調へ候又は給し候」として「右代料は金銀錢を以て相弁す可く候事」と定め、また第七条では「合衆国の船右両港〔下田・箱館〕に渡來の時、金銀錢並に品物を以て入用の品相調へ候を差免し候」と定めた。⁽⁴⁾したがって、外国貨幣による物資購入を認める以上は、彼我貨幣の交換比率を定めなければならないことは当然であった。この問題は、帰途につくペリー艦隊船用品の供給とその支払い、ならびに（ペリー艦隊が視察にあつた下田ならびに箱館における）艦隊船員の上陸と個人的な買物にあたつて具体化した。

貨幣問題に関する談判は、「日米和親条約附録協定」の締結のために下田に入ったペリー艦隊（の主計官）と下田奉行所（の支配組頭）との間で、五月一七日（六月二二日）から下田・了仙寺において行われた。

幕府側は、「長崎表唐紅毛引合之錢相場」すなわち長崎における中国・オランダ交易における相場を参考とし、またすでに神奈川で艦隊の物資代金として受領していた三五

○ドルの金銀貨を江戸で分析した結果を踏まえて、次のように主張した。「其国「貴国か？」銀位之義、日本にては銀目方拾匁^{めかた}二付、日本銀式拾式匁五分、一ドルラル日本銀拾六匁之積」。これについてはアメリカ側からいくつかの異議が唱えられたが、結局は「承知致し候」ということになって、決着が⁽⁵⁾ついた。

日本側の主張を理解するには、(当時のアメリカ人にとっても、現代の日本人にとっても)若干の註記を必要とする。

その後のドル談判における主張も加味して解釈を加えれば、次のような論理になる(であろう)。すなわち、①外国通貨は日本においては地金(地銀)としてしか認められない。

②日本において銀地金はその重量一〇匁につき秤量銀貨(通用銀)二二匁五分^{ぶん}と評価している。③アメリカ銀貨はその量目が七匁二分二厘余となり、したがってアメリカ銀一枚を日本の通用銀に換算すれば一六匁二厘にあたるが、端数は切り捨てて一六匁とする⁽⁶⁾。さてここから、④当時の金銀相場一両 \parallel 六〇匁に照らしてこの一六匁を金位一分とみなし、また一両 \parallel 六貫文(六、〇〇〇文)の金銭相場を適用してこの一六匁を錢一、六〇〇文^{もん}とする。しかして、当時の(少なくとも関東における)主たる流通貨幣は、正貨

としては(金貨を補助する計数貨幣としての)天保一分銀、また日用の小錢としては天保錢ほかの錢貨が用いられており、結局、一ドル銀貨一枚は一分銀一個と、また錢一、六〇〇文と等値⁽⁷⁾される。

この論理をアメリカ側が正確に理解していたかどうか。ペリーの公式報告書には、交渉を担当した主計官スペイデン W. Spaiden ^{なびび}にエルドリッジ J. C. Eldridge による五月二〇日(六月一日)付けの報告が載っているのである⁽⁸⁾が、これがまた、われわれには理解がむずかしい。

彼らはいう。「日本に於てはヨーロッパ諸国に於けると同様に、重量価値の標準と通貨の秤量標準とは異なる。人々の語るところによれば重量一両の銀は、今日にては地金の場合二百二十五キャンダリン、即ち二両二マース五キャンダリンと等しと見做され居るも、鑄貨となりたる時には同じ重量のものが四両四マースの価値ありと考へらる。日本政府は、地金の価値をもって吾が^{とど}弗貨^{ぶくわ}を受取るべしと決定したるものにして、「中略」彼等にとりてはそれ以上の価値なきものなることを確かめたり。「重量としての」一両と比較すれば一弗は七マース十一・五キャンダリンにして、地金価値の比較においては一両六マース即ち一、六

〇〇キャッシュとなる。」

そもそも彼らは、「日本人は支那人と同様に斤 (catty)、両 (tael)、マース (mace)、キャンダリン (candareen) 及キャッシュ (cash) の十進秤量法を有し、夫によって一般に物品をはかるなり」という、やや不可解な前提に立つて計算をしたらしい。しかしともあれ、アメリカ側としては、①ドル銀貨は地金価値しか持たないこと、②銀重量一両の地金価値は (通貨単位でいえば) 二両二マース五キャンダリンであること (たぶん銀一〇匁^カ≡通用銀二二匁五分の誤解であろう)。^③銀弗一ドルは重量七マース一・五キャンダリンであるから通貨価値としては一両六マースにあたる (たぶん通用銀一六匁の誤解であろう)。^④さてここから、(たぶん通用銀一匁≡錢一〇〇文という誤解にもとづいて) 銀貨一ドルは一、六〇〇キャッシュ、すなわち一、六〇〇文にあたるという。

すでにこのドル談判のときから、アメリカ側は、①一分銀の三倍の量目をもつドル貨が一分銀と等価に扱われること、②ドル貨を改鑄することにより幕府は (些少の改鑄費は別にして) その六六パーセント三分の二を利得すること、^③このためドルの貨幣価値が切り下げられ、日本物価が切

り上げられていること、といった「不正」あるいは「不当」に気がついていたであろう。しかし「和親条約」締結という主要目的を果たした彼らには、これを荒立てるつもりはなかったようである。ドル談判より先、条約調印直後に第一回視察のため下田を訪れた時には、どのような根拠によったのか、一ドル≡一、二〇〇文という「ドル安・円高」の交換率で支払いを済ませ、ドル談判以降は一ドル≡一、六〇〇文ですべての支払いを済ませて、退去していった。

二 欠乏品交易と「欠乏会所」

ペリー艦隊がようやく退去して安堵したのもつかの間、その冬嘉永七年 (安政元年) 一〇月一八日 (一八五四年二月七日) には、ロシア使節プチャーチンが五〇〇名におよぶ乗員を擁したディアナ号 *Diana* で下田に入り、折からの大地震に妨げられて半年にわたって滞在し、下田と戸田^{へだ}を大いに騒がせた。翌安政二年になると、「日米和親条約」批准書の交換のためにアダムズ中佐 Commander Adams の一行が、さらにロジヤーズ大尉 Lieut. Rodgers を司令官とするアメリカ海軍の北太平洋測量遠征隊の艦隊

が入港し、また時にはフランス軍艦なども一時寄港して下田を賑わせることになった。さらには、捕鯨船や商船など民間船も頻繁に姿を見せるようになったが、そのなかで異彩を放ったのは、日本において船用品店を開き、日米交易のパイオニアたらんとカリフォルニアから意気込んで乗り込み、そしてロシア兵の帰還問題に絡んで乗客一〇名が下田に三ヶ月滞在したカロライン・フート号の一行であった。これらに対して幕府は、下田奉行所を再置するとともに下田取締掛を新設してこれを補佐せしめ、また「欠乏品所」を設けて欠乏品交易に対処した。

まず「日米和親条約」第二条にいう「船中欠乏品」を具体的にいえば、条約にも明記される薪・水・食料・石炭であった。石炭の品質と値段については外国側も敏感で、すでにペリー交渉のときから議論があり、のちにはその安定供給のために「お雇い」外国人を招いて北海道の石炭開発を試みたりしている。また食料については、先のドクター書簡に見られるように、米、粉、大小豆類、甘藷、ねぎ類、酒、醬油、砂糖、鮮魚類、海老蟹類、鶏、卵、等を供給した。言葉の食い違いからこれらの供給が円滑にいかずにトラブルとなったケースもあるが、一番の問題は肉

類であった。幕府側は「高価之鳥獸並に牛馬は不相渡候積」といい、また町民もその供給を拒んだが、実際にはやがて牛の屠殺も行われたという。

さて条約第二条によれば、この「和親条約」は緊急避難的に入港するアメリカ船にたいして船中「欠乏の品」を供給することを認めたものにすぎなかった。しかしその第七条では、やや広く「入用の品」を金銀錢あるいは、アメリカ側持参の品物による交換を認める条文が含まれていて、「取引商品」の範囲がかなり曖昧にされていた。実のところ、下田取締掛からの幕府への伺書による「相渡候品」すなわち交易許可品のリストをみると、とても欠乏品とは思われない物産、たとえば絹布・縮緬・緞子類、糸細工・袋物類、塗物類、瀬戸物・硝子類、傘・蓑笠類、木石細工・紙細工・提灯類、筆墨・硯箱・扇・団扇類、竹麦藁細工、海草貝類細工物、などが並べられている。幕府としても、長崎貿易に倣って多少の「官営貿易」を行うつもりがあったと見てよいであろう。

ペリー時代の欠乏品交易は、了仙寺などでささやかに行われた模様であるが、安政元年二月四日（一八五四年一月二三日）の大津波で下田の町が壊滅的被害を受け、ま

たロシア将兵が多数滞在するようになって混乱を起こしたために、御用所に付随した「欠乏会所」、すなわち外国人専用の専売所（バザール）を設けることになり、同年末には下田二丁目脇に仮建築が出来、翌安政二年五月には同心町に新築された御用所の構内に移された。

さて「欠乏会所」の運営がどのように行われたか。安政二年三月（一八五五年五月）に下田に入った北太平洋洋測量遠征隊の士官として、新築された「会所」を実地に体験したハバシヤム大尉 Lieut. Habershon の記録からこれを見てみよう。全文一五頁にわたる詳細な描写を全訳するわけにはいかないから、部分的な摘記を連ねることを許された¹⁰。

「建物は一エーカー四分の三ほどの地所を占め、完全に四角であって、高さは大体一五フィート、一階建てで、大きな四角い中庭を囲んでいる。中庭は多分建物よりも大きいであろう。屋根はわら葺で中庭に傾斜している。入口はひとつしかない。」

「この建物の四つの納屋風の棟のうち、二つは売店の区画に仕切られている。そのひとつは、各商人が商品見本を

見栄えよく展示できるように棚が備えられている。売店のすぐ前の区画は商品を詰めた箱で一杯である。棚にあるのはサンプルである。彼らはわれわれが大量に買い込むことを期待している。多分、われわれが他ならぬ投機的な旅行に來たものと考えているのであろう。残りの二棟のうちひとつは空いていた。もうひとつは大い、小二の部屋に分かたれていた。前者の大きいほうは、クッション風のマットで小奇麗に飾られ、ラウンジとしてわれわれに与えられた。後者のふたつは政府の役人に割り当てられ、彼らは事務室および監視室として使った。いうまでもないことながら、監視室は門に続いていて、彼らは総てを見張った。」

「われわれがあちらの売店こちら売店とブラブラ通り過ぎると、外見からするとどれも同じようなものに思われた。ところが、あれとこれでは材料が違うのであった。その違いは、漆器かと思うと陶器でできているといった具合であった。しかもその陶器たるや！ もっとも繊細なフランス磁器よりもはるかに上質で、われわれの貨幣が減価していたにもかかわらず、ずっと安かった。」

「各売店の棚や床に詰め込まれた名もなき職人技の珍しい見本の、多様で美しい展示をよく見るためには何時間も

かかった。われわれをもっとも驚かせたのは、それぞれの品物の値段がドルとセントで付けられていることであつた。それはまるでわが国の店頭ウインドウやドアに見本として出している品物に値札がピンで留めてあるのを見るようであつた。」

「オー！ この日本人の商人という奴らは、こいつらは小狡くて不正直な奴らだ。われわれの前に物をみせびらかし、幾許かの金を調達するために船に戻つてパーサーの許へ行かせ、ついには借金に深く嵌り込ませる！ われわれが一番感心した物を驚くべき正確さで判断し、翌日になるとまさにそれらの値段が上がっている。時としては一〇〇パーセントも。彼らは夜のうちに値札をはがし、高い値札をつけ、そしていつもの白々しい顔で「昨日と少しも変わっていません」と言い張るのである。これは全くもって腹立たしい。しかしわれわれに何ができる。われわれは条約と商人によって金を騙し取られるか、あるいはここに来られない友人のために日本の珍しい美しい工芸品のプレゼントを買わないで日本を去るか、どちらかで満足せざるをえない。」

「このようにして種々の品物を選んでいると、われわれ

の買物の程度を見計らつて、一人、二人、三人のボーイがついて来る。ある品物を買うと、われわれはその名前と値段を書き込んで、他の品物のほうへ通り過ぎてゆく。目ざとい従者はその品物を取上げるとわれわれについてくる。

ひとりの商人に飽きると、中庭を横切つて担当の役人の居間へと入つていく。そこではいつも、熾つた炭をいれた金属の火鉢を囲んで、彼らがトルコ風に座つており、ときどき火鉢で小さいキセルに火をつけたり、砂糖なしの茶を温めたりしているのを見た。彼らもまた、われわれについてきたボーイが持つてきた品目によつてリストを作り、費用を計算し、自分たちの金額をわれわれの金額および商人のそれと比べ、それからその額を銀貨で受取る。こうして商品はわれわれの許に配達され、支払われた一ドルにつき一分の割合で、政府が商人に負債があるという証明書が商人に渡される。」

「夜が近づいてその日の商売が閉じられると、受取つた全てのドルが役人とスパイ〔目付〕の立会いで勘定され、注意深く箱詰めされ、直ちに江戸へ送られる。江戸ではそれらのドルが一分銀専用の造幣所へ送られ、三倍と余りすこしに増量されて出てくる。受取つたドルの代わりに一分

銀が下田に送り返され、そして先の証明書が商人から回収される。」

「かくして、もし商人が一分銀一〇〇枚相当の商品を売ったと仮定すれば、彼はその金額を全額、適当な時期に受取る。政府はその銀ドル一ドルごとに六七セントを越える余部を清算で得る。なぜなら、商品には価格として一〇〇ドルと表示してあるが、それは三倍は重い一ドルが一分と等しいという理解のうえになされているからである。もしわれわれが銀の重量でその実際価値を換算できさえすれば、同じ商品が三三三ドルで売られることになるからである。」

「私は、日本人が金よりも銀を好むということにかねてから気がついてきた。その理由はこうである。彼らの金貨〔小判〕は一分銀四個の価値があるが（一兩 \parallel 四分）、重さはわれわれの二ドル半金貨（a quarter-eagle）と同じである⁽¹¹⁾。したがってもしある品物に \$ 2.50 と値がつけられていて、二ドル半金貨で支払われたとすれば、受取られた金額はたった四つの一分銀と同じ価値（すなわち一兩）である。ところが、もし銀貨で支払われるとすれば（銀ドル二ドル半は重さでは）一分銀七個と四分の三（すなわち一・九

兩）に等しく、つまりほとんど二倍近くになる。ここから、日本では他国より金が安いことが見て取れる。もし適切な政策が取られないならば、この価格差は外来者に大きく有利な投機をもたらずであろう。しかし金を買い上げて国外に持ち出す可能性はないのだから、この事実はその重要性をほとんど失っている。」

欠乏会所の一日が目に見えるような、実に見事な描写ではないか。また、背後のメカニズムに関する洞察が行き届いていることにも感心する。幕府はドル貨を死蔵することなく、直ちに銀座で一分銀に改鑄し、その六六・六%余を利得していたのである。ハバシヤムの最後の指摘、すなわち金銀比価の内價格差の問題についてはよく考えてみなければならぬ。もうひとつ、下田の「欠乏品交易」における物価の問題についても、すこし考えてみることにしよう。

三 欠乏品交易の価格と価額

欠乏会所の取引が一種の官営貿易であったことはすでに見た。会所に本店できる商人は下田奉行所が指名した御用商人であった。会所設置当初、安政元年末から同二年の「欠

乏所世話役」としては五名、「欠乏品売込人」としては一二名の名前が挙げられている。後者が会所における実際の売込みに当たったものと思われるが、下田商人が一人、箱根商人が一名リストアップされている⁽¹²⁾。彼らには、(多分「長崎貿易」に倣って) 売上高の三割に上る「冥加金」が課せられ、その収入は入港外国船向けの経費のほか「道橋堤川除普請、掛り役人御手当筋」の出費に充てられたという。

提供される商品価格には(これまた「長崎貿易」と同じく) かなりの「割増し」が付せられた。概していうと、米、大小豆、野菜類には一割五分、鶏卵、酒、薪には二割、鶏魚類、燈油には三割、石細工、材木類には五割、大材木には七割の割増金が付せられ、さらに漆器、反物、細工物など、欠乏品を越えた奢侈品には「納め値段」の三倍の値段が付けられたという⁽¹³⁾。日本に慣れるにつれて、外国人もこの「法外な値段」設定のカラクリに気が付いて、腹を立てたことであろう。

外国人が下田で購入した欠乏品の「物価表」についてはペリー報告の中の表(『ペリー提督日本遠征記』「下」七九七頁)が著名で、よく引用される。ところがこれは(第一節

の最後にふれたように)、一ドル \equiv 一、六〇〇文(\equiv 一分)という協定が成立する以前の仮の交換率、一ドル \equiv 一、二〇〇文を基準に作られており、やや信頼性に欠ける。ここでは、下田に住み込んだドイツ人商人フランツ・リュードルフ Fr. August Lühdorf によって作られた表¹を示そう。彼は、ハンブルグ商船グレッタ号 *Greta* のスーパーカーゴ(「上乗り」 \equiv 積荷監督人)として香港に入り、そこでアメリカ海軍の北太平洋測量遠征隊の物資輸送に雇われて箱館に至り、さらに(カロライン・フート号と同じく) ロシア将兵のシベリア送還を請負ってグレッタ号を下田からカムチャツカに送り出し、その間の約半年(一八五五年七月四日(安政二年五月二日) \sim 一八五六年一月二日(安政二年一月二五日))を、(フート号の乗客と同様に) 柿崎の玉泉寺に滞在した。その冒険に満ちた物語は彼の日記『グレッタ号日本通商記』に詳しいが、その附録に「入港船舶のひとつの参考として」示されたものがこの表である⁽¹⁴⁾。

この物価表は、リュードルフが下田で生活したおおよそ六ヶ月に掛かった諸経費のいくつかについて、その平均的物価を示したもので、いわゆる欠乏品交易の価格とはやや異なるかもしれない。しかし、日傭い労働者が一日一九七

表1 下田物価表(1855-56年)(1ドル=1,600文)

品名	単位	銭文	ドル換算
てんぷら油	2壺	1,000	0.62
ろうそく	1箱(60-70本)	1,320	0.83
鶏	12羽	8,400	5.25
鴨	2羽	2,400	1.50
兎	1羽	400	0.25
狸	1匹	400	0.25
猪肉	1ポンド	240	0.15
鹿肉	1ポンド	300	0.19
魚	1ポンド	120	0.08
葱	1ポンド	25	0.02
人参	1ポンド	30	0.02
生姜	1ポンド	25	0.02
グリーンピース	1ポンド	50	0.03
白菜	1ポンド	25	0.02
甘藷	100ポンド	1,000	0.63
胡瓜	25ポンド	550	0.34
粟	500ポンド	550	0.34
卵	50個	1,000	0.63
米	1ポンド	120	0.08
小麦粉(上)	100ポンド	5,000	3.13
小麦粉(中)	100ポンド	4,000	2.50
小麦粉(下)	100ポンド	3,320	2.08
薪	100ポンド	465	0.29
蝦	1ポンド	70	0.04
鮑(大牡蠣の一種)	1ポンド	55	0.03
酢	1壺	100	0.06
塩	1ポンド	18	0.01
唐辛子	1ポンド	400	0.25
桃	100個	250	0.16
蜜柑	100個	320	0.20
梨	100個	650	0.41
葡萄	1ポンド	150	0.09
生石灰	1ポンド	25	0.02
ニカワ	1ポンド	450	0.28
木炭	12俵	6,400	4.00
明礬	1ポンド	328	0.21
樟腦	1ポンド	600	0.38
包丁	3本	1,187	0.74
米俵	1枚	150	0.09
杉箱(註1)		2,600	1.63
木箱(註2)		4,000	2.50
鉄釘(註3)	100本	800	0.50
薬	100ポンド	400	0.25
綿	1ポンド	500	0.31
日傭い1人1日		300	0.19
炊事夫1人1日		500	0.31
大型の船(荷積用)	1隻	800	0.50

出所：『グレタ号 日本通商記』附録4。

註1：長さ4フィート、高さ2フィート、幅2フィート。

2：長さ4フィート10インチ、高さ2フィート4インチ、幅2フィート4インチ。

3：長さ2インチ。

ント、炊事夫が一日三一セントで雇えた一方、鶏が一ダースで五ドル二五セントというのは、いかにもアンバランスに見える。¹⁵⁾当時、日本側が肉類やたんぱく質の提供に何らかの操作を行って、入港外国人の生活を制限しようとしたのかもしれない。ハバシヤムの記録はいう。「われわれが日本にいる間、数個の卵、たまに硬い鶏肉、時として一、二クォートの生の豆以上の物を獲得できたことはなかった。米、醤油、酒だけが彼らが豊富に提供する三品目であつ

た」(Habershon, *op. cit.*, p. 201)。
しかし捕鯨船や軍艦ではなく、商船にのって日本に乗り込んできた商人たちは、このような状況の中でもなんとか日本物産を仕入れて輸出し、その珍しさで初期利益を挙げようと試みた。カロライン・フート号の傭船を主導して「ジャパン・パイオニア」を目指したウィリアム・リード William C. Reed などがその事例である。彼らはどれほどの日本産品を買い込んだのであろうか。この購買価額の一

例を見よう。

リードはその同僚のトーマス・ダハティー Thomas T. Dougherty とパートナーシップを組み、箱館において捕鯨船相手の船舶用品店を開き、かたわら日本物産の対外輸出で儲けることを目論んで来日した。しかし思わざる事情で下田に三ヶ月も滞在することになる一方、箱館での長期滞在や商売が認められないことを知っていったん退却することとし、とりあえずは帰り荷としてサンフランシスコ向けの日本品買い付けに奔走して、下田欠乏品会所の最大顧客のひとりとなった。

「リードは下田にやむなく滞在した二ヶ月半の間、サンフランシスコで売れると感じた品物を選ぶことに時間を費やした。全体で、彼は一二五ケースの商品を買い、約七、四〇〇ドルを支払った。約束手形の外に、彼は金貨および銀貨で支払った。銀貨にはメキシコ銀、スペイン銀、五フラン貨、アメリカ半ドル貨があった。リードの購入リストは残っていないが、彼の獲得品には以下のようなものが含まれていた。陶器、漆器、手袋やハンカチ用の引出し付のキャビネット、テーブル、玩具、絹、クレープ、壺、色ガラス、道具箱、彩色の屏風、そしてパンチ用のボール」

(Van Zandt, *op. cit.*, pp. 197-198)。

彼が振出した「約束手形」および支払いにあてた「金貨」については、のちに(第七節で)考えなければならぬ。ともあれ、下田において彼は少なくとも七、四〇〇ドルの日本産品を仕入れたという。これを一ドル＝一分で換算しても、日本円にして一、八五〇両になる。これは日本側にとっても、寸した商売であったにちがいない。⁽¹⁶⁾ リードとダハティーは、サンフランシスコ帰着の直後に日本産品の展示会とオークションを開いてこれらを販売し、およそ二二、〇〇〇ドルの売上げを得たという。当初の計画の思わぬ挫折にもかかわらず、彼らアメリカ商人のパイオニアは、この冒險航海でとりあえずは「まったくすばらしい仕事」をした(『グレタ号日本通商記』二三四頁)といつて良いであろう。⁽¹⁷⁾

四 日本における「銀高・金安」問題

さて、ハバシャムがいう「日本人は金よりも銀を好む」という表現は、この時期の日本体験記にかなり頻繁に現れる。ただ、これには思わぬ多面的な側面があつて、かなり慎重な検討を必要とする。

まず、これを欠乏会所の日本人商人の立場から見ることにして、ペリー艦隊のドル談判における金貨価格の設定の舞台に立ち戻ろう。

第一節の考察では、(当時の東アジアの国際通貨としての「洋銀」を念頭において)主に銀貨価格の設定を見てきた⁽¹⁸⁾。

金貨についてはどのような折衝があったのであろうか。ペリー艦隊の報告書のいうところはこうである⁽¹⁹⁾。

「一両の重量の金は通貨十九両に評価され、一マースは一両九マースに評価される。金弗は大体五キヤンダリーンに評価されるも、日本人はそれを二十弗貨幣の二十分の一(訳文の誤記十二分の一を訂正)と換算し、二十弗貨幣をば八マース八キヤンダリーンとなしたる故、一弗は四キヤンダリーン四キヤツシュに過ぎず。この秤量によれば一金弗は、十九両の価値ある地金一両と比較したる場合には八百三十六キヤツシュの価値あり、二十弗貨幣は一六、七二〇キヤツシュ即ち十六両七マース二キヤンダリーンの価値あることとなる。……その結果右の評価によれば金は(銀の)五十パーセントとなりて、吾々にとりては銀によつて支払ふよりも一層悪し。」

この説明も、銀貨価格の場合と同様、あいかわらず理解

に難しいが、(銀貨の場合の注釈を思い出して)要約すれば、こういうことになるであろう。①日本においては、銀貨と同じく金貨についてもドル貨は地金価値しか持たないこと、②金の重量一両は通貨価値としては一九両に評価されること、③二〇ドル金貨から換算した金一ドルの地金は四キヤンダリーン四キヤツシュになること、④この地金を通貨価値に換算すると八三六キヤツシュ、すなわち八三六文となること。したがって、⑤銀ドル一ドル＝一、六〇〇文と比べれば、金ドル一ドル＝八三六文はさらにその半額価値しかないことになる⁽²⁰⁾。

銀に比べて金が半額に値切られるのはアメリカ側である。しかし日本人商人にとっては、同じ一ドルの正札のついた商品を買ったとしても、銀ドルで受取ると一、六〇〇文になるのに、金ドルで受取ると八三六文にしかないから、金ドルより銀ドルで受取るほうがはるかに得になったであろう。

さて、この状況を幕府側から見ればどうなるか。いま一〇ドルの商品を売り上げてこれを二〇ドル(イーグル)金貨(量目一六・七グラム、品位九〇〇・〇、その純金量一五・〇グラム)一枚で受取るとしよう。これを天保小判(量目

一・二五グラム、品位五六七・七、純金量六・四グラム)に改鑄するとすれば(とりあえず小判に含まれる銀量は無視するとして)二・三兩余。一方、これを銀ドル(量目二七・〇グラム、品位八九八・〇、純銀量二四・二グラム)で受取るとすれば一〇枚になるが、それを天保一分銀(量目八・六グラム、品位九八八・六、純銀量八・五グラム)に改鑄するとすれば、二八枚半、すなわち七兩余となる。どちらもかなりの改鑄益がでるが、金よりも銀のほうが改鑄益ははるかに大きかった。幕府としてもまた、金ドルよりも銀ドルの支払いを好む理由があったのである。

さらに、ハバシヤムの指摘の最後の部分、「金銀の価格差」問題には、もうすこし掘り下げて考察しておく必要がある。そこでもう一度「ペリー報告」に戻って、金の地金重量一兩が通貨価値では一九兩に当たり、(第一節で述べた)銀の地金重量一兩は通貨価値では四兩四マースに当たる、という事実から導かれる日本の金銀比価は何か。すなわち、一対四・三。⁽²¹⁾このときの中国を含む世界の金銀比価がおよそ一対一五。もしも、外国から銀貨を持ち込んでこれを量目、日本一分銀に替え、それで小判を買い、これを外国に輸出して一対一五で銀貨に交換できるとすれば、一

体どれほどの儲けになるか。しかし当面の条約では、「金を買って上げて国外に持ち出す可能性はないのだから、この事実はほとんどその重要性を失っている」。この時日本人には、まだこの事実の重要性はほとんど認識されていなかった。しかしハバシヤムはこれをはっきりと認識していた。そして、やがて「日米修好通商条約」の締結と横浜開港によって「その可能性が」現実のものとなった時に何が起こったのか。それについては後に第六節で触れる。

五 フート号「輸入関税」問題とその処理

日本政府の「無知と頑迷」によってせつかくのパイオニア計画を妨害されたカロライン・フート号の商人、リードやダハティーやドーティーたちは、サンフランシスコに帰りつくや地元新聞やワシントン政府に働きかけて、自分たちに加えられた不当と侵害を大いに吹聴し、さらには損害賠償を求めて司法にまで訴えた。その要点は、①「和親条約」で保障されている(と彼らが理解した)アメリカ市民の居留権侵害の問題、ならびに②ペリーがみとめた「一ドル一分替え」から派生する不当な(と彼らが理解した)貨幣評価の問題、に整理できる。

前者は、条約第五条の「当分の滞在」すなわち temporary living に関する解釈の相違の（しかし結果としてはパイオニアたちの思い込みの）問題であった。日本側がこの条項を、あくまで緊急避難的船舶に対する例外的措置、すなわち数日の逗留と必需品の交付と見做したのに対して、パイオニアたちは条約第七条と合わせて、下田および箱館の一種の「開港」措置と見做し、家族連れでの居留と貿易を主張したのである。彼らのキャンペーンも与って、これらの問題はアメリカ中の世論を喚起し、国務省をも動かし、やがてハリスの来日につながることにについては、次節に回す。ここでは、後者の特殊事例として、カロライン・フート号のサンフランシスコ入港時に発生した輸入関税額の査定問題を取上げよう。⁽²²⁾

一八五五年九月一七日にサンフランシスコに入ったリードとダハティールは、積荷の陸揚げと入管手続きをG・P・ポスト商会に委託し、チャールズ・ブルークス Charles Brooks が担当して関係書類を税関に提出した。この書類では、日本での物産の買付けは日本の一分銀および銅銭で行われ、その総額は七、五四六分^分であるが、一分銀は米貨三六セントにあたると主張した。これに対して関税職員ミ

ルトン・レイサム Milton S. Latham はこの書類の受取りを拒否し、支払われたドルの額で申請しなければ荷物の引取りは出来ないと宣告した。そこでブルークスは改めて一分銀一枚を三六セントではなく一ドルで換算した目録と書類を作り直して提出した。この結果査定された輸入税は、当初の八一五・一〇ドルではなく、二、二六三・八〇ドルになった。⁽²³⁾ リードとダハティールがこの巨額の税金を取りあえず支払ったのは、一日も早く荷物を陸揚げし、物珍しい日本産品が新鮮なうちにオークションで売り捌きたかったからであろう。

リードとダハティールは、オークションが成功裡に終わったのち一〇月一日に輸入日本商品の再査定を要求したが、徴税官は連邦査定官と相談の上でこれを却下した。リードとダハティールは直ちに上訴したが、これも却下された。

リードはあきらめなかった。一八五六年九月二六日、連邦巡回裁判所に対して徴税官レイサムに対する告訴が起きた。ウォース船長やブルークスもくり返し証言台に立ち、実に九年をかけて審理が行われた。ついに一八六五年六月二〇日、裁判長は本来の輸入税額を八一五・一〇ドルと査定し、支払い済み額の二、二六三・八〇ドルとの差額一、

四四八・七〇ドル、ならびに一八五五年九月二〇日からの利息一〇%、さらにこの間の諸費用七六・九〇ドルを加えて、総額二、九三八・一八ドルの支払いを命じた。この間に「日米修好通商条約」がすでに調印され、「一ドル≡三分替え」の原則（後述）を過去に遡って適用した判決となったものであろう。

これは、リードとダハティールにとっては執念の、そして日本に関わる訴訟におけるほとんど唯一の勝利となった。

日本側の妨害による損害賠償に関する訴訟は、もう少し悲喜劇的であった。一八五六年にはじまり、ダハティールもっぱら取り組んだこの訴訟は、一八七五年にダハティールが死んだ後もダハティール夫人やリードに引き継がれてくり返し蒸し返された。⁽²⁴⁾ 国務省との間で無益な応酬が繰り返されたが、一八九九年一月二五日にいたってついにその跡を断った (Van Zandt, *op. cit.*, Chap. 14)。日本においては、すでに明治も三二年目を迎えていた。

なお、サンフランシスコ港の荷揚・入管業務を請負うポスト商会のクラークであったチャールス・ブルークスは、これを契機に日本との関係を深めた。一八五八年には、彼が船主であったソフィア号 *Sophia* が箱館へ雑貨類を運ん

だ。一八六〇年には咸臨丸来航に際して市の歓迎委員を務め、一八六一年には「お雇い」鉾山技師ブレイク William B. Blake とパンペリー Raphael Pumpelly の招聘を斡旋し、一八六七年にはサンフランシスコ駐在の日本名誉領事（貿易事務官）に任命された。さらに明治維新の後も、一八七一年には岩倉使節団を迎えてこれに同行補佐するなど、永く日米親善に尽くしたことで知られることになった。⁽²⁵⁾

六 ハリス着任と「一ドル≡三分替え」の成立

カロライン・フート号の帰国と乗客のキャンペーンが引き起こした、ペリー条約の「不備」に対する不満と日本政府の「姿勢」に対する憤激は、一時は「砲艦外交」による解決という国民世論までも醸成する勢いであった。しかし、多方面からの新聞報道と論説により事実が明らかになるにつれて、世論も落着きを取り戻した。一八五五年一月一日付けのワシントンの有力新聞ナショナル・インテリジェンサー紙は、次のような論説を載せた (Van Zandt, *op. cit.*, p. 326)⁽²⁶⁾。

「これらの紳士（リードとダハティール）が申し立てた条約

下での権利なるものは、彼らが主張する範囲までは認められないであろう。この問題についてのわが国内の意見にはさほど重大な多様性があるとは思わない。……リード、ダハティー両氏が日本人との間に引き起こした最近の困難事は、「このたび任命された」われわれの対日代表（ハリス）による一層突っ込んだ交渉の機会を与えるであろうし、ペリー提督の最初の立場を一步進めることを可能にするであろう。」

初代駐日総領事（および外交代表）タウンゼント・ハリス Townsend Harris が蒸気フリゲート艦サン・ジャシント号 *San Jacinto* に送られて下田に入港したのは一八五六年八月二一日（安政三年七月二一日）、通訳のヘンリクス・ヒュースケン Henricus Consadus Heusken と中国人従僕五人を伴って柿崎の玉泉寺に入り、「最初の領事旗」を掲揚したのが九月四日（八月六日）のことであった。

日本に向かうハリスに与えられた国務長官ウィリアム・マーシー William Marcy の訓令が、（下田と箱館でカロライン・フート号乗客の権利のために大いに尽力した）アメリカ海軍北太平洋測量遠征隊のロジャーズ司令官 Commander John Rodgers が送った詳細な報告書をよく読んだ上で作

成されたことは、夙に知られている。ハリスに与えられた主要な任務は、まず「和親条約」の不備（すなわちリードやダハティーたちが遭遇したアメリカ市民の居留権の問題ならびに内外貨幣の不等価交換の問題、等）を解決すること、そしてその上に正式な「通商条約」を締結することであった。⁽²⁷⁾

当初「砲艦外交」に頼ることができなかったハリスが、粘りで勝ち取った最初の成果が一八五七年六月二七日（安政四年五月二六日）下田で調印された「下田協約」全九条であり、前者の課題を解決するとともに、後者の背景を準備するものとなった。ここではとりあえず、「下田協約」第三条の貨幣条項について検討することにしよう。

第三条 亜米利加人持来る所の貨幣を計算するには、日本金壹分或は銀壹分を日本分銅の正きを以て金は金銀は銀と秤し、亜米利加貨幣の量目を定め、然して後吹替入費の為六分丈の余分を日本人に渡すへし

この条項によつて日米通貨の交換比率は、金貨は金貨、銀貨は銀貨同士の（品位は問わない）量目によつて等値し、改鑄費としてアメリカ側が六%を負担することと定められ

た。これによりペリー艦隊が定めた一ドル二分という交換率が改定されて、およそ一ドル三分に評価されることとなり、ドル貨の価値はこれまでに比べて一挙に三倍に跳ね上がることとなった。

貨幣談判における議論の第一、「同種同量」交換については、たまたま日露和親条約の批准書交換のため下田を訪れたロシア使節ポシェート大佐 Captain K. Poset の側面援助を得て、一八五七年一月二十五日（安政三年二月晦日）にはほぼ同意がなされた。第二の「改鑄費」については、幕府側は当初二五%を要求して膠着したが、結局、取りあえずは六%で互いに妥協することで決着した。第三の、ハリスが主張する外貨と日本貨幣との「兌換・両替」は、幕府の最も忌避するところであった。幕府は、開港地における「欠乏品交易」についてはすべて「欠乏会所」における官営管理貿易として行い、外国人が日本の貨幣を持って市場で自由に売買することを許すつもりはなかったからである。

こうして「下田協約」の貨幣条項は一応の決着をみた。幕府はこれをもって当面を糊塗したつもりでいたが、ハリスがさらに出府要求をくり返し、結局一八五八年七月二十五日（安政五年六月一五日）「日米修好通商条約」締結にい

たった経緯については、すでに幕末外交史に詳しい。「下田協約」第三条との比較のために「通商条約」第五条を挙げよう。

第五条 外国の諸貨幣は、日本貨幣同種類の同量を以て通用すへし（金は金、銀は銀と量目を以て比較するを云）、双方の国人互に物価を償ふに日本と外国との貨幣を用ゆる妨なし

日本人外国の貨幣に慣されは、開港の後凡一箇年の間、各港の役所より日本の貨幣を以て亞米利加人願ひ次第引換渡すへし、向後鑄替の為め分割を出すに及はず、日本諸貨幣は（銅錢を除く）輸出する事を得、竝に外国の金銀は貨幣に鑄るも鑄さるも輸出すへし

「下田協約」第三条における議論の第二点、幕府が当初固執した六%という改鑄費が「通商条約」第五条で削除されたのは、議論の第三点、すなわち貨幣交換は原則的に認めないという点を優先させる幕府の意図に関係した。貨幣交換を認めない以上、改鑄費を求めることは不要というの

が、幕府の主張にあった。しかし現実の「通商条約」第五条では、貨幣の直接交換を拒否するという幕府側の言い分を原則的に認めるとして改鑄費はナシ、ただし相互に不慣れな開港後一年間は内外貨幣の直接交換を例外的に認めるとした。さらには（国際慣習上当然ともいえる）貨幣輸出禁止規定までも放棄した、誠に不合理・不平等な条項に終わった。ここにおいて、内外貨幣の交換レートは公式には洋銀一〇〇枚＝一分銀三二一枚、一般通用には「一ドル三分替え」が定められ、かつ外国人は金銀貨ともに交換、輸出する自由を得たのである。

「金銀複本位制」的な貨幣世界に生きたハリスが、内外貨幣の交換にあたって、金は金、銀は銀による「同種同量」原則を主張したことは理解できる。しかし、その貨幣理論が当然の「文明国標準」であったかどうかとなれば、話は別である。

江戸時代における貨幣システム、いわゆる「三貨制度」についてここで詳述することはやめる。すくなくとも幕末期の日本については、小判を本位貨とする「金本位制」であったと理解するのが正しい（山本、前掲書、第一章）。それでは、外からきた「洋銀」と対峙させられた「一

分銀」とは何であったか。これは本来の銀貨ではなく、金貨を補助する定位貨幣 token coin であった。しかし天保一分銀が大量発行されるようになって、通用正貨の大半が一分銀になり、外部から見れば日本は「銀貨国」かの如き様相を呈していた。

したがって問題の第一は、東アジア貿易の価値基準であり交換手段であった「洋銀」と定位貨幣である「一分銀」を裸で重量比較を行い、「一ドル＝三分替え」が強制された結果、これがドル貨の貨幣価値（すなわち購買力）を一挙に三倍に跳ね上げ、日本の対外物価を一挙に三分の一に切り下げたことである。欧米資本の対日通商貿易の貨幣的基盤はこうして完了した。

問題の第二は、鎖国のうちで形成された本位貨の一分判金と定位銀貨の一分銀（あるいは小判一枚と一分銀四枚）とから、人工的に計算された国内の金銀比価一対四・六四が、裸で欧米の金銀比価一対一五に対峙させられたことである。一〇〇枚の洋銀を香港あるいは上海から持ち込んでこれを三〇〇枚の一分銀に換える。三〇〇枚の一分銀すなわち七五両を小判に換えてこれを香港あるいは上海に輸出し、国際比価で三〇〇枚の洋銀と交換することができたとすれば、

一回の資金回転で理論上は二〇〇%の利益を得ることができる。開港直後の横浜居留地外商が、商売をそっちのけにして、この「人口に膾炙した小判輸出」(カール・ラートゲン)に狂奔した姿はオールコックの証言に生々しい。

それでは、鎖国下日本における金銀比価およそ一对五を国際標準の一对一五に合わせるにはどうするか。幕府が取った方式は、本来補助貨である銀貨の量目を三倍にする「銀貨良鑄」方式であった。いわゆる「安政改鑄」で生まれた「安政二朱銀」がこれであって、天保一分銀よりもはるかに重く、洋銀一枚のちょうど半分にあたる二朱銀貨を新鑄し、これ二枚(すなわち一分)が洋銀一枚と「同種同量」となる。「一ドル \equiv 一分替え」の復活であると同時に、金銀比価を一对一七・二三とし、国際的平準化も達成する⁽²⁹⁾。しかし欧米資本には、折角ハリスが獲得した「一ドル \equiv 三分替え」、「日本の金安」利権を手放すつもりは毛頭なかった。列強外交代表の強硬な抗議に屈して幕府が余儀なくされた「万延改鑄」では、一転して「金貨悪鑄」方式をとる。これまでの天保小判に比してその実態を三分の一に減じた「万延小判」(および主に「万延二分金」)を新鑄し、通用一分銀との金銀比価一对一五・七〇を実現する。しか

し、日本の本位貨である小判を三分の一に貶質化させたこの貨幣改革は、新しい貨幣問題を胚胎していた。①金貨幣資産が三倍増されたことによる一般物価の高騰、②金平価の切り下げによる金両の対外購買力の三分の一縮減と輸入財価格の三倍の騰貴。これらは幕末維新期のハイパー・インフレーションの引き金を引くとともに、近代化路線を目指す幕府財政に大きな圧迫要因となった⁽³⁰⁾。

やや話が進みすぎた。それでは「一ドル \equiv 三分替え」の維持、「金価格の三倍増」の実現が「異人たち」に何をもたらしたか。その奇妙な事例を次に見よう。

七 フート号「未払金」問題とその処理

一八五五年六月(安政二年四月)、フート号の下田退去に際して、リードとダハティーが購入した日本物産七、四〇〇ドルのうち、「未払金」(すなわち幕府への負債)の処理が問題になった⁽³¹⁾。

日本側の史料によれば、奉行所との会談においてリードは、「当所に於て相求め候品物代料、凡そ五千二百ドル程に相成り」といい、現在のところ銀貨二、〇〇〇ドルと金貨二、〇〇〇ドルしか持ち合わせていないので、不足

分一、二〇〇ドルは手形で残し、一度サンフランシスコへ帰ったのち再び当所へ戻った節、「此度相納め置き候金ドルラル并に不足の分、銀ドルラルにて引替え決算勘定仕るべく」、ダハティーと連名の誓約書を残すと主張した、という。⁽³²⁾

ところが、この債務を最終的に処理することになったアメリカ側、ハリスの報告によれば、景色は大分変わつてくる。一八五九年八月二二日付け（すなわち問題発生から実に四年後の）國務長官ルイス・キャスル Caswell 宛の報告において、ハリスはこのようにいう。⁽³³⁾

「一八五五年五月、アメリカのリード&ダハティー商会が下田の日本当局に五、七三〇ドルの借越を作りましたが、その負債の一部は一、四九〇ドルと一、〇〇〇ドルの二枚の約束手形で支払われました。……残額の三、二四〇ドルについては、彼らは保証金の一部としていくらかの金貨と、併せて「手形支払いの節には金貨についても銀貨に転換して決済する旨の」兩者連名の誓約書を残しました。」

しかし一八五五年八月付けの二枚の「約束手形」は支払われず、日本側がわずか五八三ドル九一セントと査定した（という）「金貨預け金」も決済されず、結局その処理はハ

リスに委ねられた。

まず前者の「約束手形問題」は、ハリスが下田に到着する直前、一八五六年八月一三日付けの（アメリカ海軍北太平洋測量遠征隊）ロジャース司令官からの覚書により國務省の知るところとなり、同八月一九日付けマーシー國務長官からハリス宛の訓令によって調査が命ぜられた（ただしハリスが受取つたのは一八五七年一〇月二〇日という）。その後ハリスが「下田協約」と「修好通商条約」の締結に奔走して多忙であつたせいであろうか、あるいはハリスに何らかの思惑があつたからであろうか、決着は一八五八年夏まで引き延ばされた。一八五八年七月三一日付けハリスから國務長官キャスへの報告において彼はいう。⁽³⁴⁾

「私はこの事件の諸事実を調査し、次のことが分かりました。日本側はリードとダハティーが署名した二通の手形を持っており、一通は一、〇〇〇ドル、もう一通は一、四九〇ドルです。そこで私は、次のアメリカ船が到着し次第、これらの手形の支払いを行う事を当局に通知しました。また同時に次のことも通知しました。わが政府がこの負債を支払うという事実は今後の先例と見做すべきでないこと、これを支払うことには同義的にも法律的にも義務があるわ

けではなく、日本側の信頼に起因する損失から彼らを助けたいという希望によるものであること、また将来にわたって私人により契約された日本に於ける負債が合衆国政府により支払われることはないこと。」

「リードとダハティーの手形はドルで支払われるよう振出されましたが、「振出し」当時のドルは日本の一分と同価値と考えられていましたから、私は日本側にこの額を二、四九〇枚の一分で支払いました。一分は、一八五七年六月一七日の下田協約では三四セント二分の一に等しいとしていますから、この支払額は八五九・〇五ドルになり、下田協約の実行により一、六三四・九五ドル〔二、六三〇・九五ドル?〕の節約になることが示されました。」

ドル払いの手形を「一ドル＝一分替え」時代の論理を持ち出して一分銀で支払い、原価を大きく値切ったハリスの行為が道義的であったか否かについては、やや疑問が残ろう。また、この手形の支払いにアメリカ政府として「同義的にも法律的にも」義務を負わなかったとしても、この未払い手形問題のために後来の外国人が大いなる迷惑を蒙ったことは、例のリユードルフの手記からも明らかである。

「リード氏およびドジャーテイ氏〔ダハティー氏〕が千五

百ドル〔正しくは二千五百ドル弱〕の負債を残して帰国してしまつたことは、アメリカ人をはじめ全外国人の信用を落としてしまつた。この人たちが出帆後、多くのアメリカ船が下田港に来たが、食料品その他の品物の購入にあたり、非常な困難を感じた。ごく些細なものでさえ、前金を払わなければ、日本人が提供を肯んじなかつたからである」〔『グレタ号日本通商記』附録2、三二二頁〕。

さて後者、「日本側が五八三・九ドルと査定した金貨による預け金」について。この「査定額」なるものについても、「預け金」なるものについても、実はよく分らない。

日本側の資料によれば、リードは持ち合わせた（銀貨二、〇〇〇ドルに加えて）金貨二、〇〇〇ドルを幕府への負債の支払いに宛てようとしたが、第四節に述べたような事情で幕府側が受取りを忌避したので、これを取りあえず「相納め置き」、後日手形とともに決済するつもりであった（という）。金貨二、〇〇〇ドルを、第四節で示した①ペリーの貨幣談判による金ドル一ドル＝八三六文で換算すれば二六一両余、②銀一ドル＝一、六〇〇文から単純に二、〇〇〇ドルを計算すれば五〇〇両となる。

ともかく、この件もまたハリスの処置に任された。⁽³⁵⁾ 所し

てここでもハリスは、手形の場合と同じく、「一ドル＝一分替え」のマジックを使った。一八五八年一月、金貨を保証金とした借財の総額三、二四一ドルを三、二四一枚の一分銀で支払って（つまり「下田協約」の一分＝三四・五セントで換算すれば一、一一八・一五ドルに値切って）、金貨を取り戻した。そして一八五九年一月にはこの金貨を銀貨に替えて（どこで？ だれと？）、二、二六六・七八ドルを得たという。この一連の取引において、ハリスは一、一四八・六三ドルの節約をした（ $2,266.78 - 1,118.15 = 1,148.63$ ）と誇っている。この余剰金は国庫へ入ったのであろうか。

ハリスの手に留まったのであろうか。しかし本来はリード&ダティーとの間で清算されるべきものではなかったか。これらについても、今となってはもはやよく分からない。

おわりに

「通商条約」の発効と横浜開港に伴い、下田港は一八五九年一月三日（安政六年二月八日）をもって鎖港となる事が決まった。早くも同年六月三〇日（同年六月一日）には欠乏会所が閉鎖され、七月二六日（六月二七日）

には欠乏品世話役に対し「御免」が言い渡された（地方史研究所、前掲書、七五三頁）。一八五四年三月三日（安政元年三月三日）の「和親条約」締結と下田開港以来の「異国船」の賑わいは去った。

ハリスもまた、一八五九年六月二日（安政六年五月二日）には下田の総領事館を閉鎖し、江戸の麻布・善福寺に公使館を移した。「ハリスの日記」も「ヒュースケンの日記」もこのあたりは空白で、彼らが下田を去るにあたっていかなる感懐を抱いたか、いま知ることはできない。

- (1) 一八五五年九月一九日、すなわち彼らのサンフランシスコ入港の翌々に同地のデイリー・ヘラルド紙に掲載された六月一日付けのドーティーの手紙。Howard F. Van Zandt, *Pioneer American Merchants in Japan*, Lotus Press, 1980, p. 193.

- (2) 山本有造「カロライン・フット号婦人図をめぐる若干の考察—ペリーとハリスのはざままで—」（中部大学『アーリーナ』第一七号、二〇一四年一月）。

- (3) ペリー艦隊による貨幣交換の発生からハリスの通商条約締結にいたる通貨問題を、ハリスの外交交渉に焦点を当てて論じた論考としては、嶋村元宏「幕末通貨問題をめぐるハリスの政策と幕府の対応」（青山学院大学史学

会『史友』第二三号、一九九一年)、がある。

(4) 以下、本論における条約条文は、外務省編『日本外交年表並主要文書―一八四〇―一九四五―』[上](原書房、一九六五年)、による。ただし、一部の読み下し、句読点、振り仮名は山本による。

(5) 『大日本古文書』幕末外国関係文書』第六巻、第二一六項「自五月十七日至廿二日 下田了仙寺対話書 下田奉行支配組頭黒川嘉兵衛敬雅伊佐新次郎満等と米國艦隊主計官スパーデン、エルドリッヅ等と 通用金銀錢相場并石炭直段の件」、同書、第三二七項「六月 亜米利加応接掛上申書 老中へ 米國使節と応接取極の件」の内「金銀錢交換」の条。

(6) 地金銀の公定買上げ相場を通用銀によって「銀目」ぎんめ表示することを「双替相場」と呼んだが、アメリカ銀貨の評価にもこれを適用した。ただし厳密に言えば、当時の銀の双替相場は二六双、すなわち銀一〇匁につき通用銀二六匁であり、これをアメリカ銀貨の品位八六五弱から精査された純銀量六・一六匁に適用して通用銀一六・〇一六匁と算定され、端数を切捨てて一六匁としたという。田谷博吉『近世銀座の研究』(吉川弘文館、一九六三年)四二九頁、三上隆三『円の誕生―近代貨幣制度の成立―』(東洋経済新報社、増補版一九八九年)九二頁。

(7) ペリー艦隊が持参した金銀貨がどのような内容であったかはよく分からない。三上は銀貨を「一八三七年以降〔铸造〕のアメリカ・ドル銀貨のようである」といい

(三上、前掲書、九二頁)、また田谷は金貨が「二〇弗金貨即ち double eagle」であったという(田谷、前掲書、四二八頁)。なお、当時の東アジアで国際通貨として広く流通したいわゆる「洋銀」については、下記註(18)を見よ。

(8) ペリー遠征隊の公式報告、フランシス・ホークス編のいわゆる『ペリー提督日本遠征記』には、英語版にも翻訳版にも多種が存在する。ここでの引用は、合衆国議会の命によって一八五六年に刊行された三巻本の第一巻を完訳した、土屋喬雄・玉城肇共訳『ペリー提督日本遠征記』[上][下](初版一九三五年、弘文社、復刻版一九八八年、臨川書店)、による。スパーデンとエルドリッヅの報告は、同上書[下]七八八〜七九〇頁。

(9) 地方史研究所『伊豆 下田』(同所、一九六二年)七五〇頁、増田正「下田の欠乏所貿易について」(『歴史教育』第一四巻第一号、一九六六年一月)六五頁。

(10) A. W. Habershaw, *The North Pacific Surveying and Exploring Expedition; or My Last Cruise, where we went and what we saw: being an account of Visits to the Malay and Loo-Choo Islands, the Coasts of China, Formosa, Japan, Kamtschatka, Siberia, and the Mouth of the Amoor River*, Philadelphia and London, 1858, pp. 224-238. ハバシャムのこの紀行録の背景については、後藤敦史「一外国人が見た開国日本―アレクサンダー・ハーバーシャムの航海記より―」(『大阪観光大学紀要』

第一四号、二〇一四年三月)、参照。また、欠乏会所の見聞記としては、「日英修好通商条約」締結のため一八五八年(安政五年)に來日したエルギン使節団に随行したローレンス・オリファントの記録にも見える。『エルギン卿遣日使節録』(『新異国叢書』9)(雄松堂書店、一九六八年)七三〜七四頁。

(11) この部分、ハバシヤムに何らかの誤解があったように思われる。単純に量目だけの比較でいえば、二ドル半金貨(量目四・二〇グラム)は天保小判(量目一・二五グラム)の三分の一(〇・三七両)強であった(すなわち一ドル〇・一四八両)。内外金貨の量目比較を自ら行ったハリスによれば、一〇ドルイーグル金貨(量目二五八グラム)一六・七二グラム)七枚〓天保一分金(量目四二グラム)二・七二グラム)四三枚であったという(すなわち一ドル〇・一五四両)。嶋村、前掲論文、二〇〜二二頁。また日本における「銀高・金安」についてはあらためて第四節で論ずる。

(12) 本庄栄治郎「欠乏品貿易に就いて」(『経済史研究』第一六卷第四号、一九三六年一〇月)五頁、本庄栄治郎「下田の開港と貿易(下)」(『経済史研究』第一七卷第二号、一九三七年二月)七五頁、増田正、前掲論文、六五〜六六頁、鷺崎俊太郎「幕末期における商人移動の人口地理的分析―横浜開港に伴う豆州下田欠乏品売込人の転入経緯と世帯構成の変遷―」(『歴史地理学』第四四卷第二号、二〇〇二年三月)七頁。

(13) 本庄、前掲「欠乏品貿易」、七頁。なお、箱館の事例では「物品は総て元価に一割五分を加へて売渡し、その内二割を用達もちだに与へ一割五分は官の所得とした」ともいうが(本庄栄治郎「箱館に於ける欠乏品貿易」『経済論叢』第四六卷第六号、一九三八年六月、八二八頁)、下田、箱館とも付加の実態については不明。

(14) フランツ・リュードルフ(中村赳訳)『グレッタ号 日本通商記』(『新異国叢書』第二輯3)(雄松堂出版、一九八四年、附録4)。ただしこの表は抄訳であって、本来はもっと長いという。これと同様の「物価表」としては、カロライン・フート号が出港の際に買入れた船用品の物価表があり(Yan Zandt, *op. cit.*, p. 196)、またハリス日記にも(まだ香港滞在中の七月六日の項に上海駐劄副領事カニンガムから得た情報として)上海と下田の物価比較表が載せられているが(『ハリス 日本滞在記』岩波文庫版「上」二六四頁)、前者は一一品目、後者は七品目に留まるので、この表との比較は省略する。

(15) 因みにハリスが使っていた日本人家僕の俸給は(ハリス日記から計算すれば)月一兩二分、馬丁が月一兩三分であったという。地方史研究所、前掲書、七三九頁。

(16) リード&ダハティーとは別勘定でドーティーもまた日本物産の買付けを行い、カロライン・フート号の帰国に際してはウォース船長も船用欠乏品の買入れを行っている。Van Zandt, *op. cit.*, pp. 195-196, p. 277.

(17) さらに、後に第七節で見ると、彼らは七、四〇〇

ドルのうち二、四九〇ドルを約束手形で支払い、結局この決済を行わなかった模様である。そうすると彼らは、コスト四、九一〇ドル（あるいはもっと低価）で二三、〇〇〇ドルの売上げを得たことになる。

- (18) 「洋銀」とは、狭義には一九世紀中葉以降東アジアの貿易通貨として広く流布したところの、スペイン領メキシコで輸出用として作られたハレアル銀貨（メキシコ銀、墨銀）を指すが、広義には、これに倣って作られたアメリカ合衆国一ドル銀貨、フランス領インドシナで作られたピアストル銀貨、イギリスが香港で作った香港ドルを含む。

(19) 『ペルリ提督日本遠征記』「下」七八九頁。なお日本側の資料については、前掲註(5)を見よ。

(20) 田谷博吉によれば、銀貨を鑑定した銀座に比べて金貨を鑑定した金座の検定結果がやや不正確で、本来（の双替相場）よりも金貨がさらに過少評価されたという。田谷、前掲書、四二九頁。

(21) もう少し厳密に、天保期の一分判（純金量一・五九八グラム＋純銀量一・二〇〇グラム）と一分銀（純銀量八・五二八グラム＋純金量〇・〇一九グラム）との金銀比価を取れば一対四・六四一である。山本有造『両から円へ―幕末・明治前期貨幣問題研究―』（ミネルヴァ書房、一九九四年）七七頁、註(7)。

(22) 以下本節は、主として Van Zandt, *op. cit.*, Chap. 11, Chap. 14. に拠る。

(23) 物品購入額を七、五四六分[※]というのはリードの証言であるが (Van Zandt, *op. cit.*, p. 366)、これを一分 \equiv 三六セントで換算すると二、七二七ドル、一分 \equiv 一ドルで換算すると七、五四六ドルになる。なお輸入税率は三〇%であった模様。

(24) このなかでの面白いエピソードとして、一八六四年（元治元年）の下関砲撃事件に関して幕府から関係四ヶ国に支払われた「下関賠償金」三〇〇万ドルのことを知ったダハティーが、一八七三年にいたって、「日本政府の不当な行動によって合衆国市民が蒙った損失あるいは損害への賠償として日本から合衆国に支払われた資金を、合衆国政府あるいは関係各省に請求し、回収し、受領する」権限をワシントンの弁護士に与えていることである (Van Zandt, *op. cit.*, p. 361)。残念ながら、下関賠償金は一八八三年（明治一六年）二月にアメリカが受取った全額七八万五千ドルを日本に返還して処理を終わらせた。

(25) Van Zandt, *op. cit.*, pp. 370-371、武内博編『来日西洋人名事典』（日外アソシエーツ、一九八三年）二五九、二六〇頁。

(26) こうしたジャーナリズムの鼓舞的な論調とはやや対照的に、国務長官マーシーが、リードやダハティーの性急な行動に対して今後のハリスの交渉に支障をきたすのではないかという不快感を示しているのは興味深い。「やや曖昧であった〔和親〕条約の条項のいくつかの点に関

して日本政府の見解を確認し、……〔必要であれば〕新しい条項を適用させるための努力には時間が必要であった。しかしその前に、我が国民が自己の目的のために日本へ訴えてしまったことは遺憾である。貴君〔ハリス〕の行動が、いさなか早すぎた進取の精神を持つ我が国民の冒険によって邪魔されるのが懸念される。」後掲註(27)の Marcy to Harris, Oct. 4, 1855.

- (27) 一八五五年八月一日にハリスが日本駐劄総領事に任命されると、国務長官マーシーは九月二日から一〇月四日の間に六通の訓令を發し、和親条約の問題点とその改定を指示している。特に一〇月四日の訓令は、ロジャーズ司令官からの報告をもとに詳細な指令を行っている。Diplomatic Instructions, 1801-1906, Japan, General Records of the Department of State, National Archives, Washington D. C. (横浜開港資料館「海外資料」N. A. M. 77)。Van Zandt, *op. cit.*, pp. 297-298。嶋村元宏「下田におけるハリスの政策」(横浜開港資料館・横浜近世史研究会編『一九世紀の世界と横浜』山川出版社、一九九三年)、参照。
- (28) この場合、外からは主に一八二五年以後の鑄造にかかるとるメキシコ銀(量目二七・〇〇グラム、品位八九八・〇、純銀量二四・一九グラム)、内からは当時の正貨として最も多く流通した天保一分銀(量目八・六三グラム、品位九八八・六、純銀量八・五一グラム)の量目による同量比定であったとされる。山本、前掲書、七〇頁。

(29) この時幕府が、ハリスによって破られた威信の回復のために実に緻密な計算のうえに行動したことについては、三上隆三による詳細な検討がある。三上、前掲書、第三章、一一一頁以下。

(30) 「万延幣制改革」の性格について、新保博は「いってみれば国際的均衡を回復するために、国内均衡を犠牲にしておこなわれた貨幣改鑄であった」と要約する。新保博「近世の物価と経済発展―前工業化社会への数量的接近―」(東洋経済新報社、一九七八年)二八九頁。またこれに伴う貨幣インフレーションについては、山本、前掲書、八頁以下、六六頁以下、ほかを見よ。

(31) 本節の考察は、Van Zandt, *op. cit.*, Chap. 14 に示唆を受けているが、史料の解釈と結論にはいさやか異なるところがある。

(32) 『幕末外国関係文書』第一二巻、第三項「四月十四日 下田御用所対話書 普請役森山多吉郎と米人リードと 欠乏品代料支払并下田引弘の件」。

(33) Harris to Cass, Aug. 22, 1859, Diplomatic Despatches, Japan, 1855-1906, General Records of the Department of State, National Archives, Washington D. C. (横浜開港資料館「海外資料」N. A. M. 133)。

(34) Harris to Cass, July 31, 1858, Diplomatic Despatches, Japan, 1855-1906, General Records of the Department of State, National Archives, Washington D. C. (横浜開港資料館「海外史料」N. A. M. 133)。

(35) Harris to Cass, Aug. 22, 1859, Diplomatic Despatches,
op. cit.

〔後記〕 本稿は、先稿（註2参照）と同じく、現在進行が渋滞しているヴァンザント翻訳計画の副産物である。「ペリーとハリスのはざままで」という副題を共有させた所以である。先稿では日米交流の社会史的側面を中心に考察を行った、本稿ではもっぱらその経済史的考察を行う。エピソードを重ねて語るといふ手法は共通するが、本稿には少しの専門知識を必要とする。

先稿を読んでコメントを寄せられた松本俊郎氏（岡山大学経済学部）の指摘が本稿の出発点になった。幕末貨幣史はかつて私のフィールドであったが、今回、近世貨幣史の基本を改めて岩橋勝氏（松山大学名誉教授）に教わることになった。文献の探索・収集には多くの若い友人の協力を得た。アームチェア・ディテクティブ化の進む筆者には、心強い助力者であった。関係各位に感謝する。

今から八〇年前、一九三六年（昭和十一年）の『経済史研究』に「下田欠乏品貿易」に関する先駆的な論考を発表された本庄栄治郎先生の驥尾に付して、小論が本誌に掲載されることを光栄とする。

（やまもと ゆうぞう・京都大学名誉教授）

